

地方行財政検討会議・第二分科会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年6月17日（木）17時00分～19時00分
- 2 場 所 総務省省議室（中央合同庁舎第2号館7階）
- 3 出席者 小川総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、石原俊彦 関西学院大学教授、碓井光明 明治大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、斎藤誠 東京大学教授、林宜嗣 関西学院大学教授、藤谷武史 北海道大学准教授、木村毅 大阪市総務局 IT改革監兼市政改革室理事、遠松秀将 東京都財務局主計部副参事、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

4 概 要

- 冒頭、小川総務大臣政務官より挨拶があった。
- 資料1「住民訴訟と議会の議決による損害賠償請求権の放棄について」及び資料2「地方公共団体からの財務会計制度に係る提案等について」に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があった。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、自由討議）

- 予算、決算などをすべて条例に委ねることについては、例えば地方公共団体間の比較をする際の比較可能性をどのように確保するかという問題が生じることや、監査を共同で行う団体を考える場合に統一指標ができないという課題もあるのではないか。
- 地方自治体からの提案に係る事務は、国の財政と密接にかかわっていることから、逆に地方自治体の事務に支障がでるということはないのか。また、実益が自治体側にあるとしても本当にそれで機能するのかという面を踏まえる必要があるのではないか。
- 財務会計については、民間企業もすべての会社が自由に勘定科目を決めているわけではないため、基本的に自治体間の比較など、財政統制的な観点から一定の規定を設けることは必要ではないか。
- 国と地方の関係が今の状態を前提とするならば、いろいろな意味で統一した形式というのはやはり必要となるが、その形式にプラスアルファができるのであれば、各地方自治体が工夫をしていけばよいのではないか。
- これからICT、クラウドというような概念が入り、いろいろな作業を効率化させようとするれば、やはり財務会計の仕組みが各自治体でばらばらであるということは必ずしも得策ではないのではないか。標準化、統一化ということを考えるべきではないか。
- 会計年度の柔軟化については、会計年度の制度自体の問題ではなくて、外的要因（補助金の交付決定の遅延等）が多いのではないか。

- 最高裁判決は、放棄がなされたにもかかわらず賠償請求権を認めたという結論を維持しているものが最近相次いで出されていることから、放棄に対して厳しい態度を判決はとるようになってきているということが言えるのではないかと。
- 支出の段階で議会の議決があることをどう評価するかについては、昭和37年の大法廷判決を踏まえれば、原則は支出の段階で議会の議決があったからといって違法なものが適法になるという考え方はとれないのではないかと。むしろ、議会の議決があったことを長の過失の判断においてどう勘案するかということになるのではないかと。
- 先行行為の違法性も住民訴訟でとらえている点については、政策判断についても住民訴訟の対象になるということで、26次の地方制度調査会の答申に基づき制度を改正し、政策上の適法、違法について自治体の側で攻撃、防御できるように2段階訴訟にしたとの理解に立てば、住民訴訟の対象を財務会計行為、支出の段階だけの適法、違法に限定するのはなかなか難しいのではないかと。
- どういう場合に放棄ができるかどうかという問題と別に、住民訴訟が提起されているにもかかわらず、それを避けたいということで放棄するのはプラスアルファの問題があるのであって、住民訴訟制度が財政の公正を確保するために設けられた住民の参政措置の一環であることを踏まえれば、その参政措置の一環が無に帰すことになるため、係属中の放棄というのはやはり特別な制限を考慮してしかるべきではないかと。
- 「権利の放棄は議会の権限であるから」という理由づけについては、自治法第96条は確かに放棄について何も要件は課していないが、果たして議会が権利を放棄することをフリーハンドで現行法上認めているのかどうかということ自体、判決でも争いのあるところであるため、議会の権限だからこうという議論は単線的にはできないのではないかと。
- 会社法上の免責規定については、なぜこのような制度が認められたのか、認めたことについての合理性はどうかという議論をした上でないと、類似であるからといって認めることはできないのではないかと。
- 住民訴訟制度の狙いについて原点に立って考えると、違法行為や違法行為に基づいた財務会計行為であったかということ住民側が確認してもらおうということが一番肝心なことであり、それが裁判所によって違法と確認された場合、当該自治体の責任者は、以後絶対に同じことはしないように是正の措置を講じなければならないこととなる。住民訴訟制度は、そのための制度であり、それこそが制度に応える自治体の責任ではないかと。
- 長や議会が判決を受け入れ、是正の措置を講じることを意思表示すれば、賠償請求権は議会が放棄してもよいのではないかと、そういう場合もあり得るのではないかと。ただし、それを訴訟係属中にやったのでは意味をなくしてしまうから、それはおかしいのではないかと。
- 長の側だけでなく、議決に加わった議員たちは、それなりの分担をして賠償責任を負ってもよいのではないかと。もし、それにかかわりたくないということであれば、議会の議決事項から外すこととして、長が全責任を負うという制度のほうがすっきりしているのではないかと。
- 住民訴訟制度においても、会社法425条のような金額的な上限を設けるという議論も必要なのではないかと。
- 地方自治体の長が一度は間違った意思決定するかもしれないわけであるから、それにより一巻の終わりという仕組みではなく、やはり保険制度の担保、そういったものも検討していくべきではないかと。

- 判決確定後について議会が改めて判断して放棄するという事は、原則あり得るのではないか。その上で、責任の限度をどうするかということについて考える必要があるのではないか。例えば、法律に明らかに違反しているので違法であるという考え方をとった上で、そういうことは広く行われているので、それを回避しなかったことについて長に期待することはできないため過失はないという判断もあり得るのではないか。
- 係属中の権利放棄については、制限すべきと思うが、それが違法と判断されている事例がほんとうに違法なのかどうか、今後、自由度を高めると言ったときに、それを違法としてしまうことが果たして良いのかどうかというところまで、この問題は波及していく問題なのではないか。
- 現在いろいろ出されている判決について、裁判所の過失に関する判断が厳し過ぎるのかどうかというのは検証し、このままでは対応できないというのであれば、確定後の要件を考える必要があるのではないか。
- これまでの議論を踏まえると、住民訴訟が係属中の場合と、損害賠償せよという4号請求訴訟の判決が確定した場合を区別して議論していくということになるのではないかと。

※注 以後、修正の可能性はある。

(文責：総務省自治行政局行政課)